

2015年5月19日 全3頁

2015年6月株主総会動向—分散化止まる—

6月株主総会は、集中日開催が増加

金融調査部 金融調査課
主任研究員 鈴木裕

[要約]

- 2015年6月総会の集中率は、4割を超えた。
- 第三集中日までの集中率も大きく増加している。
- 株主総会運営の困難化が意識されるようになってきているのかもしれない。

株主総会開催日分散化傾向にブレーキ

3月決算会社の定時株主総会の集中日は、次のような一定の明確な実務慣行によって決まってくる。

- (1) 6月最終営業日の前営業日
- (2) 当該日が月曜日である場合には、その前週の金曜日

今年は6月の最終営業日が30日の火曜日で、その前営業日の29日が月曜日となるため、集中日は26日の金曜日となる。株主総会の集中開催は、株主の出席を著しく困難にすることもあって、1990年の終盤からこれを見直す動きが強まっていた。集中日に開催する企業の比率が最も高かったのは1995年の96.2%であったが、その後急速に低下し、2009年に49.3%となり、翌2010年に42.6%まで下がった。その後2013年までは42%程度で推移していたが、2014年に38.7%となり、初めて4割を割った。

しかし、今年はその傾向に歯止めがかかったように見える。次ページの図表に示したとおり、5月19日時点の集計では、2315社中、6月26日金曜日に株主総会を開催する会社は958社で41.4%となった。第三集中日までの集中率を見ても、2014年に68.9%であったものが、今年は73.7%となっている。

図表 2015年6月株主総会の開催日分布状況

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
社数	0	1	0	0	1	0
比率	0.00%	0.04%	0.00%	0.00%	0.04%	0.00%
7	8	9	10	11	12	13
0	0	0	4	6	22	4
0.00%	0.00%	0.00%	0.17%	0.26%	0.95%	0.17%
14	15	16	17	18	19	20
2	1	23	37	55	168	15
0.09%	0.04%	0.99%	1.60%	2.38%	7.26%	0.65%
21	22	23	24	25	26	27
3	29	196	317	430	958	10
0.13%	1.25%	8.47%	13.69%	18.57%	41.38%	0.43%
28	29	30				
2	31	0				
0.09%	1.34%	0.00%				

(出所) 東京証券取引所東証上場会社情報サービスをもとに大和総研作成

株主総会開催日分散化を求める政策提言

分散化傾向に停滞が見えているが、一層の分散化を求める声は強い。

この5月に最終決定されたコーポレートガバナンス・コード¹では、補充原則1-2③で「上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。」としている。また、「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」の報告書²でも、「まずは基準日と総会日を適切に設定することが望ましいと考える」とされている。分散化を望む声は、未だに強いことが分かる。

分散化に慎重になる理由は？

分散化を求める声がありながら、集中開催に回帰する動きが出てきた理由は、あまりよくわからない。29日が集中日となる場合には、開催日を前にずらす対応が容易であろう。しかし、26日が集中日の場合には、開催日を前にずらすと総会準備に充てられる期間がかなり短くなってしまふ。そのため、今年の曜日の並び方が、分散化にブレーキをかけた一因になったとも考

¹ 「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～の確定について」コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（平成27年3月5日）

<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1.html>

² 「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書～対話先進国に向けた企業情報開示と株主総会プロセスについて～」（平成27年4月23日）

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/jizokutekiseicho/pdf/report01_01_00.pdf

えられよう。

もともと、株主総会をある日程に集中させたのは、いわゆる「総会屋」による株主総会参加を難しくするためであった。集中的に株主総会を開催すれば、一人の株主が参加できる株主総会の数を限ることができる。

会社側にとって、対応が難しい株主は他にもいる。質問や動議を多用して総会運営を困難にさせる者への対処も考えなければならない場合もあり得よう。荒れた総会の状況を一般株主の目に晒すことも避けたいなどの理由で、集中日開催を検討する企業もあるのではないだろうか。

株主総会の集中開催に対する批判はあるにせよ、集中日以外の日程で開催することによって、かえって会社側に負担が生じる恐れが完全になくなったわけではないのかもしれない。